

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間（予定）
平成30年8月29日（水）	松本合同庁舎502会議室	午後1時00分～4時00分

2 返戻等によくあるお問い合わせQ&A

本会では、審査月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻保留一覧表」等の通知をお送りしていますが、その中でもお問い合わせが多い給付管理票の返戻対応法をQ&Aとして掲載しますのでご活用ください。

【居宅介護支援事業所編】

Q1：サービス提供事業所より、「請求が“保留”になっているので給付管理票を提出してください。」と言われた。提出しているのになぜ“保留”になるのか。

A1：サービス提供事業所の請求明細書が“保留”となる原因は、当月審査に突合させる給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても審査チェックの結果その給付管理票が返戻となった場合です。「返戻保留一覧表」で返戻の有無を確認していただき、翌月に再提出してください。

なお、この場合は国保連合会に給付管理票の情報が登録されていないので、“新規分”としてご提出ください。

Q2：①「過去に同じ給付管理票（新規）を提出済」や②「給付管理票の作成区分新規での提出が必要」という内容で給付管理票が返戻となった。どう対応すればいいか。

A2：①“修正分”ではなく、“新規分”として提出すると「過去に同じ給付管理票（新規）を提出済」のエラーとなります。

過去に国保連合会に提出した給付管理票の内容に誤りがあり、修正したい場合は、給付管理票の“修正分”を提出することにより内容を書き換えることができます。

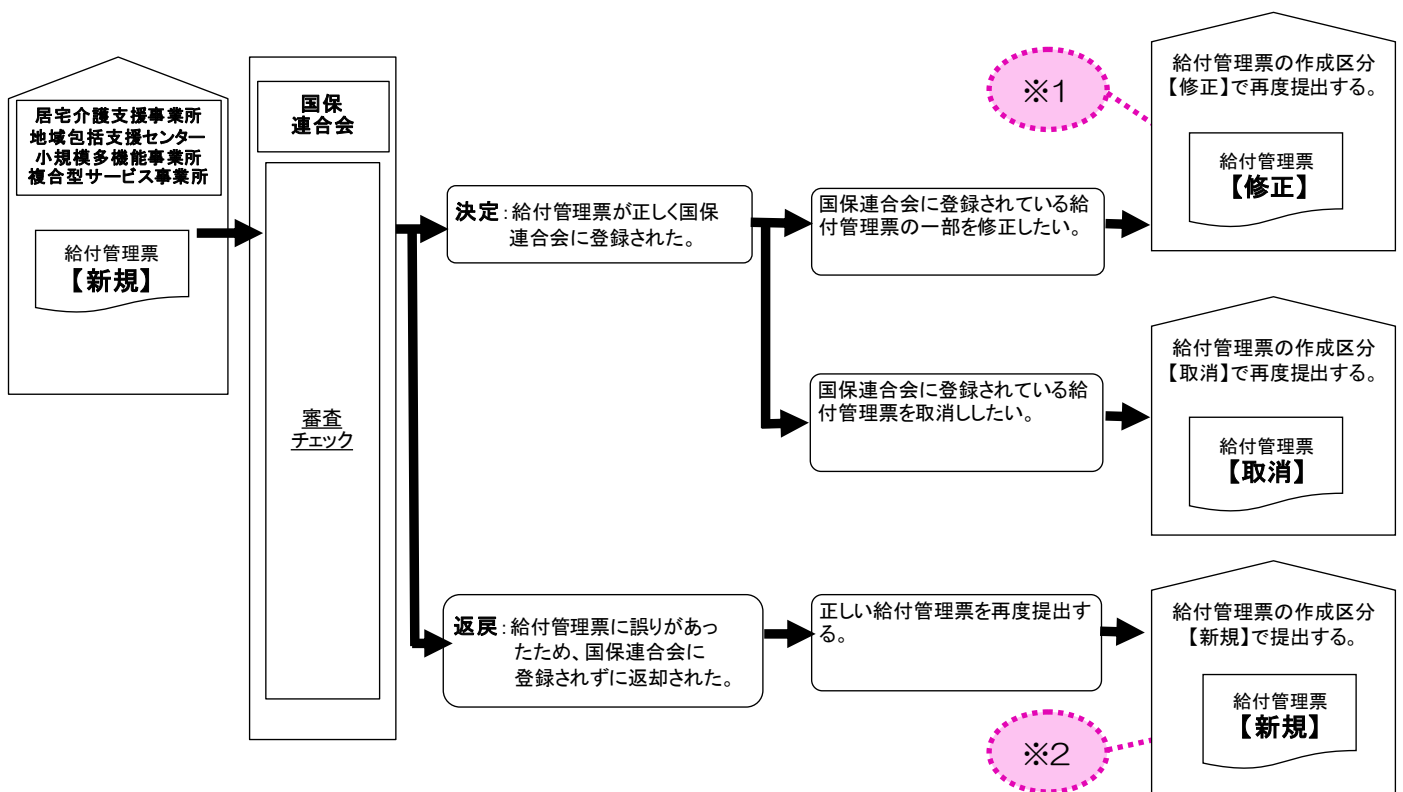
②過去に“新規分”の給付管理票を提出していないのに、“修正分”の給付管理票を提出すると、書き換える給付管理票がないので「給付管理票の作成区分新規での提出が必要」のエラーとなります。この場合は、再提出する給付管理票は“修正分”ではなく、“新規分”となりますのでお間違えのないようお願いします。

3 給付管理票の作成区分に関する留意事項

給付管理票の作成区分には、新規・修正・取消の3種類があります。作成区分は給付管理票提出のタイミングや目的によって異なり、誤った区分で提出すると返戻の原因となり、サービス事業所への支払が適切に行なわれない場合がありますのでご留意ください。

【新規】	≪決定している給付管理票がない場合の区分≫ 給付管理票を初めて提出する場合や、初めて提出した給付管理票が返戻となり、再度提出する場合には、【新規】で提出します。
【修正】	≪既に決定している給付管理票の内容修正を目的として再提出する場合の区分≫ 給付管理票を【修正】として提出すると、 <u>決定済みの給付管理票が新たな内容に上書きされます。</u> 決定済みのサービス事業所の請求がある場合、修正後の給付管理票とサービス事業所の実績を突合し、再審査がかかります。 このため、 <u>修正したい箇所のみでなく、全ての事業所の情報を記載して提出する必要があります。</u>
【取消】	≪既に決定している給付管理票の取消を行う場合の区分≫ サービス事業所に実績がない等、本来提出すべきでない給付管理票が決定している場合、【取消】の区分で該当の給付管理票を再提出することで取消が可能です。 給付管理票を取消すと、これに基づくサービス事業所の実績、及び居宅介護（予防）支援費が過誤（請求の取下げ）となります。

＜参考＞給付管理票「新規」「修正」「取消」について、それぞれの区分の取り扱いは以下のとおりです。



※1 本会で既に決定済みの給付管理票の内容修正をしたい場合に【新規】で提出すると、「ANNJエラー：過去に該当する給付管理票を提出済みです。」により返戻となります。

※2 本会審査チェックで返戻となり、決定している給付管理票が存在しない場合に【修正】で提出すると、「ANN9エラー：対象となる給付管理票は存在しません。」により返戻となります。

平成30年6月請求分の支払日は7月30日（月）、7月サービス分の請求受付期限は8月10日（金）です。